

平成20年12月期の期末・勤勉手当の支給について

平成20年12月期の期末・勤勉手当が、12月10日(水)に石川県職員に対して支給されます。

1. 一般職の職員(管理職職員を除く行政職職員)の平成20年12月期末・勤勉手当の平均支給額は、約88万5千円です。

平均年齢	42歳 0月 (42歳 5月)
平均給与月額 (給料+扶養手当+地域手当等)	約376,000円 (約383,000円)
支給月数	2.35月 (期末1.6月、勤勉0.75月)
	(2.375月 期末1.6月、勤勉0.775月)
平均支給額	約885,000円 (約911,000円)

注) () の数字は平成19年12月期の数値(給与改定後)です。

2. 本年12月期の平均支給額は、昨年同期の平均支給額(約91万1千円)と比べると約2万6千円(約2.9%)の減少となっています。
これは、昨年的人事委員会勧告を受けた給与改定により、勤勉手当の年間支給月数が0.05月分引き上げられたことにより、その引き上げ分を平成19年度は12月期に0.05月分引き上げ、平成20年度以降は6月期及び12月期にそれぞれ0.025月分の引き上げが行われたため、昨年同期と比較して0.025月分引き下がったことなどによるものです。

【参考】H19年度給与改定 期末・勤勉手当(年間) 4.45月 4.5月 (+0.05月)
(期末手当 3.0月 3.0月)
(勤勉手当 1.45月 1.5月)

	平成19年度			平成20年度		
	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	1.4月	1.6月	3.0月	1.4月	1.6月	3.0月
勤勉手当	0.725月	0.775月	1.5月	0.75月	0.75月	1.5月
計	2.125月	2.375月	4.5月	2.15月	2.35月	4.5月

3. 勤務実績を支給額により反映し得るよう、管理職の勤勉手当については、次のように支給しています。

- ・部長及び次長級職員 支給月数0.95月を、標準者については0.935月とし、その差額(0.015月)を優秀者に配分
(標準者:期末1.4月、勤勉0.935月 計2.335月)
- ・課長級職員 支給月数0.75月を、標準者については0.735月とし、その差額(0.015月)を優秀者に配分
(標準者:期末1.6月、勤勉0.735月 計2.335月)

4. 主な特別職の12月期期末手当の支給額

知事及び副知事については、平成15年1月から引き続き給料を5%減額、平成17年度からは、期末手当の支給額を10%減額する措置も実施していることから、これらの減額措置により支給額は、減額措置がない場合と比べ14.5%となっています。

区 分	支 給 額
知 事	<p style="text-align: center;">2,820,431</p> <p>(減額措置がない場合 3,298,750) (H19.12の支給額 2,820,431)</p> <p style="text-align: center;">増減率 14.5% ± 0.0%</p>
副 知 事	<p style="text-align: center;">2,212,954</p> <p>(2,588,250) (2,212,954)</p> <p style="text-align: center;">増減率 14.5% ± 0.0%</p>
議 長	<p style="text-align: center;">2,309,125</p> <p>(2,309,125)</p> <p style="text-align: center;">増減率 ± 0.0%</p>
副 議 長	<p style="text-align: center;">2,182,250</p> <p>(2,182,250)</p> <p style="text-align: center;">増減率 ± 0.0%</p>
議長・副議長を除く 議員1人当たり平均	<p style="text-align: center;">1,979,250</p> <p>(1,979,250)</p> <p style="text-align: center;">増減率 ± 0.0%</p>

- 注) 1. これらの者については、勤勉手当が支給されず、期末手当1.75月分のみ支給されます。
 2. ()内の金額は、給料の減額措置(5%)及び期末手当の支給額の減額措置(10%)がなかった場合の支給額です。
 3. ()内の金額は、平成19年12月支給額です。

(参考1) 管理職職員を含む一般職の職員(行政職職員)全体の期末・勤勉手当支給額

平均年齢	44歳 2月 (44歳 7月)
平均給与月額 (給料+扶養手当+地域手当等)	約401,000円 (約408,000円)
支給月数	2.35月 (期末1.6月、勤勉0.75月) (2.375月 期末1.6月、勤勉0.775月)
平均支給額	約944,000円 (約969,000円) 増減率 2.6%

注) ()の数字は平成19年12月期の数値(給与改定後)です。

(参考2) 一般職の職員の過去10年間の各期別支給月数

年 度	6 月		12 月		3 月		合 計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
11	1.45	0.6	1.75	0.6	0.55	-	3.75	1.2	4.95
12	1.45	0.6	1.6	0.55	0.55	-	3.6	1.15	4.75
13	1.45	0.6	1.55	0.55	0.55	-	3.55	1.15	4.7
14	1.45	0.6	1.55	0.55	0.5	-	3.5	1.15	4.65
15	1.55	0.7	1.45	0.7	-	-	3.0	1.4	4.4
16	1.4	0.7	1.6	0.7	-	-	3.0	1.4	4.4
17	1.4	0.7	1.6	0.75	-	-	3.0	1.45	4.45
18	1.4	0.725	1.6	0.725	-	-	3.0	1.45	4.45
19	1.4	0.725	1.6	0.775	-	-	3.0	1.5	4.5
20	1.4	0.75	1.6	0.75	-	-	3.0	1.5	4.5

注) 各年度の支給月数は、人事委員会勧告後の支給月数です。

(参考3) 特別職の過去10年間の各期別支給月数

年度	6月	12月	3月	合計
11	1.45	1.75	0.55	3.75
12	1.45	1.6	0.55	3.6
13	1.45	1.55	0.55	3.55
14	1.45	1.55	0.5	3.5
15	1.7	1.6	-	3.3
16	1.6	1.7	-	3.3
17	1.6	1.75	-	3.35
18	1.6	1.75	-	3.35
19	1.6	1.75	-	3.35
20	1.6	1.75	-	3.35